ビュン宣教師と被告教団(国際福音キリスト教団)は民族感情に訴えながら虚偽宣伝することを直ちに止めよ – ビュン宣教師が日本で起こした事件に関する「クリスチャントゥデイ日本」紙の報道(注)に対する、原告側反論

(注) http://jpct.chtoday.co.kr/view.html?cat=rs&id=11056

(以下、グレー・マスク部分は、当該記事からの引用を示す。)

◆ 「1か月前に裁判官全員が、突然交代した」と言うのは、作り話だ

クリスチャントゥデイ日本紙は「◆第1審判決を前にして、5年間審理してきた裁判官3人全員、突然の交代」、「例えば、民事・第1審は裁判を進行する途中に、判決の直前に裁判官が突然入れ替わる事件が発生した。約5年間審理してきた裁判官3人が、判決を下す1か月前に全員交代したのだ。」、「ビュン牧師の審理を担当してきた裁判官3人が全員交代した。結局、事件を引き受けて1か月程度しか経たない新しい裁判官たちが過去5年間の審理に対する判決を下した。」などと報道しているが、これは全くの作り話である。

裁判所において担当裁判官が定期的に異動する(交代する)ことはしばしばあり得ることだが、いちどに全員が交代することはなく、事件審理の継続性は担保されるようになっている。現に、本事件で第1審判決を下した裁判官3名のうち、裁判長は判決の1年2か月前からこの事件を担当しており、特に、ビュン被告の2回の尋問を含めた当事者尋問ならびに証人尋問等の主要部分を直接指揮した。その他2名の裁判官はそれより以前から継続して本事件を担当している。判決を下す1か月前に裁判官3人が全員交代したとの、ビュン宣教師

と被告教団の主張は完全な虚偽であり、全くの作り話である。このことは、調査すればすぐに裏付けられることだ。

クリスチャントゥデイ日本紙の「このようなことは高裁・第2審の裁判中に もあった。女性の裁判官1人が含まれていたが、ある日突然交代した。」との報 道も事実ではない。

判決を下した高裁・第2審の裁判官のひとりである女性裁判官が裁判の途中で交代した事実はない。当該女性裁判官は他2名の裁判官とともに、第2審の審議を最後まで担当し判決書も作成したのである。この女性裁判官が転補のため判決言い渡しの日に出廷できず、別の裁判官に代わっただけだ。このことは、高裁・第2審判決書を一読すれば明らかなことである。ここでも、ビュン宣教師と被告教団の主張は、明らかに事実と異なる。

◆ 「国家的偏見と差別を含んだ判決だ」と言うのは、危険な扇動だ

クリスチャントゥデイ日本紙は、(架空の)裁判官の交代を例として挙げて、「民事裁判ではビュン牧師が提示した具体的な証拠物よりは、原告側の被害主張に重きが置かれており、自国民保護を目指した国家的偏見と差別を含んだ判決だという抗議も出てきている。」、「ビュン牧師はこれについて『結論は既に決まっている。自国民側に立った今回の判決は完全な偏見であり、差別だ。常識的にいくら考えても、完全な証拠を提出して彼女らが嘘をついているのが刑事裁判でも証明されたのに、(むしろ民事部が)翻して他の日の可能性があると述べながら全てのアリバイを無視し、原告たちの肩を持つのは卑怯な差別だ』と強く抗議した。」とし、ビュン宣教師と被告教団の主張を鵜呑みにして報道している。

これは、日韓両国民の間に無用の軋轢を生み出す危険な扇動であると言わざるを得ない。事実をよく知らない韓国の人たちがクリスチャントゥデイ日本紙を読めば、激昂してビュン被告に同情するかもしれない。しかし、主の御前で

日韓両国の関係改善に寄与すべきビュン宣教師と被告教団が、逆に、クリスチャントゥデイ日本紙を通して虚偽と欺瞞に満ちた主張を流布し、その結果として韓国の国民感情を悪化させて自分たちの不正義を覆い隠そうとしているのは明らかである。ビュン宣教師と被告教団の言動は狡猾であり、かつ極めて危険だ。

そもそも、民事裁判第1審では当事者および関係者の証言やその他の証拠を詳細かつ具体的に検討した上で判決が下された。第2審(控訴審)における控訴人ら(第1審被告ビュンおよび被告教団)の主張は、第1審判決が既に審議した第1審での主張内容と大きな違いはない。民事裁判第2審判決は、新たに提出された書証を含めて、再度、数多くの証拠を精査した結果、「被告ビュンは、1審被告教団の主任牧師であり、最高位の霊的指導者としての立場を利用して、自らの要求に応じることが神の奥義であるかのように指導し、第1審原告(注:セクハラ被害者4名の全て)が被告ビュンに抵抗することが困難な心理状況にあることに乗じて、性的意図に基づき各セクハラ行為に及んだ。」と、第1審判決よりさらに踏み込んで判示しビュンらの控訴を棄却したのである。

民事裁判の詳細については、下記の公開文書を参照されたい。

- -> http://www.mordecai.jp/comment20150912.html
- ◆ 「刑事と民事が同じ事件だ」と言うのは、詭弁だ 民事では、ビュン宣教 師のアリバイ主張は認められなかった

クリスチャントゥデイ日本紙は「◆同じ事件なのに、刑事は無罪! 民事は有罪! どうしてこんなことが。」、「より大きな問題は、ビュン牧師側が原告たちの主張に対する具体的な証拠を全部提出し、大部分のアリバイを証明したにもかかわらず、裁判所がこれらを認めなかったことにある。」と報道している。

まず、刑事と民事とは、ビュン宣教師が日本で起こした事件を裁いたもので あるが、ふたつは全く同じ裁判ではないことに留意すべきである。 刑事裁判では、民事裁判原告のひとりの準強姦事件(姦淫被害)1件だけが 検事によって立件され、その後、法廷で審議された。刑事裁判では、民事裁判 原告4名のその他のセクハラ被害については全く審議されず、判決書において 言及すらされていない。刑事裁判の裁判官が準強姦事件以外の事件に言及しな かったのは、そもそも、それらの事件はこの刑事裁判の審議対象ではなかった からである。刑事裁判では姦淫被害が発生したとされる日時に、被告人ビュン にアリバイが成立する可能性があったために無罪とされたのであって、「疑わし きは被告人の利益に」という刑事裁判の原則が適用されたのだ。

一方、民事裁判では、4名の被害者(原告)が訴えたすべてのセクハラ被害が審議の対象とされた。民事裁判の訴状に記載した被害件数が(刑事裁判で審議された姦淫被害を除いて)合計70件であることは誇張ではなく、民事判決書に付帯している「被害事実一覧表」を見れば直ちに分かることである。

民事裁判の法廷で、ビュン牧師と被告教団は、特定の日時におけるビュン牧師の個々のアリバイを証明しようと試みたが、その試みは失敗に終わった。民事第1審判決は、秘書の手帳などを根拠としたビュン宣教師のアリバイ主張そのものの「脆弱性」を指摘し、かつ事案の性質上被害日時の特定が時に曖昧になることも許容し得るとして、「ビュンらが主張するアリバイは原告供述の信用性を弾劾するものではない。」と明確に判示しているのである。この判断は、控訴審判決においても、そのまま維持された。

◆ 「実にとんでもない不当な判決」と言うのは、根拠のない主張だ

クリスチャントゥデイ日本紙は「教会側は声明文で『刑事裁判においても全 ての陳述がその日でなければ成立できないために、検察さえも他の日である可 能性を主張できなかった事件だ。明確な偽証として判明されて控訴することも できないまま、第1審でセクハラ事件自体が無かったという無実・無罪判決で 終わったにもかかわらず、どうして民事裁判はこの全てのことを無視し、自称 被害者たちの主張に信頼性があると認められるのだろうか』と述べて、民事裁判の判決は『実にとんでもない不当な判決』と抗議した。」などと報道している。

今回の民事裁判は、ビュン宣教師と被告教団が主張しているような、いい加減なものでは決してない。もとより客観的な物証が乏しい中で始まったこの民事裁判は、密室でセクハラ行為が長年にわたって繰り返し行なわれたという原告たちの主張と、それは全部作り話で背後に教会を破壊する黒幕がいるのだと言い張るビュン被告らの主張と、一体どちらが嘘なのか、どちらの言い分に信憑性があるのかを、双方から提出された膨大な証拠書類と、双方の法廷での供述(尋問)をもとに、綿密に調べる形で進められたのだ。その結果、「女性信徒と密室で二人きりになったことなど全くない。自分はこの件に関して完全に潔白だ。」というビュン宣教師の主張の信憑性は、多くの証拠によって否定された。

ビュン宣教師が虚偽を主張していることは、たとえば、民事裁判でビュン宣教師側が提出した証拠のひとつである、ビュン宣教師夫人の陳述書からも裏付けられる。ビュン宣教師夫人は、「秘書のXさんが牧師室でマッサージを行っていることを知った際には、夫のビュンに対し、これからは牧師室でマッサージを受けないように注意しました(夫のビュンが女性と二人きりで部屋にいること自体、妻として好ましいものではないという感情もありました。)。このことは、Xさんの平成19年度の手帳の2月15日の「To Do」欄に記載されています。」と、陳述している。ビュン宣教師が女性と二人きりの牧師室でその女性にマッサージをさせていた事実を、ビュン宣教師夫人自らが認めているのだ。

この点に関して、第1審判決は「なお、被告ビュンが女性信徒と2人きりの 状況になるなど考えられないと供述するのは、被告ビュンがXから2人きりの ときにマッサージを受けていた事実やその他の事実(略)に照らしても整合的 でないから、この点でも被告ビュンの供述は信用性を欠くものと言わざるを得 ない。」と判示している。この判断は、第2審判決でも維持されている。 民事判決がビュン宣教師と被告教団が主張するような「実にとんでもない不 当な判決」ではないことは、第1審及び第2審の判決書を一読すれば明らかな ことである。

◆ 「原告は精神病に罹患した非常識な人間。性的・道徳的にも自堕落で信用できない人間だ」と言うのは、原告の人格権の侵害だ

クリスチャントゥデイ日本紙は「国際福音キリスト教団の河野総務は被害者たちについて法廷に提出された具体的な証拠を根拠に『(被害者の中には) クリスチャンになる前にもこのような性的な関係があり、クリスチャンになった後にもそれを断ち切れなかった』と述べ、『ビュン牧師の関心を引きたくて近づこうとした者、うつなどの精神疾患があった者、精神疾患でどこにも受け入れられない非常識な者、他の教会でも恋愛問題で追い出された者などと、最初から信用することが不可能な人たち』と明かした。」、「また、被害者 B の場合、結婚する前に男と同居し、クリスチャンとなった後にもそのような問題が持続したと述べた。『以前にも結婚相手と結婚するのが嫌になって、セクハラ問題で罪を着せた事件もあった』という。被害者 A の場合は神学生だったにもかかわらず、授業に欠席する時の理由が男の家にいるからだった。神学生としてあり得ないこと」と言った。」などと、被告教団・河野総務の発言をそのまま報道している。

しかしながら、これらは事実ではない。民事裁判の原告が果たしてそのような人物なのかどうかについて、なぜ、クリスチャントゥデイ日本紙は原告側に取材して確認することもなく、被告教団の言うとおりに報道するのであろうか。裏付けを取ることもなく、原告の人格権を侵害するこのような被告教団による誹謗中傷をそのまま報道するクリスチャントゥデイ日本紙の姿勢は大いに問題である。

◆ 「被害者たちに教会を攻撃しようと徐々に扇動する彼らのやり方は同じだ」 と言うのは、作り話だ クリスチャントゥデイ日本紙は「◆教会を攻撃する MK グループ、W グループなどの背後の勢力と被害者たちが相談した証拠も」、「小牧者出版の吉田代表は『本来、MK グループの場合は、統一教会やエホバの証人などの脱退者を助けるために始まったが、今は被害者と教会、被害者と牧師の間で仲介手数料を貰って活動している。そして被害者たちに教会を攻撃しようと徐々に扇動する彼らのやり方は同じだ。報道を先に出して数字を集めて裁判にかけるパターン』と明かした。」などと報道している。

小牧者出版の吉田代表が主張している MK グループ、W グループなどの背後のグループとは、一体何のことなのか、その意味するところは不明である。ビュン宣教師と被告教団は、当初から「複数の者がビュン師の失脚を目論んで虚偽のセクハラ被害をでっち上げた。」として、原告と背後のグループの共謀による「陰謀」が存在すると主張してきた。しかしながら、民事裁判の法廷において、ビュン宣教師と被告教団はこの主張を立証することが全くできなかったのである。このような架空の話に裁判所は一顧だにもしていない。このことは、ビュン宣教師と被告教団の主張する「陰謀」が、およそ、法廷で事実認否を争う価値もない作り話であることを端的に示しているのである。

以上

(「モルデカイの会」代表・加藤光一)